

## 令和4年白老町議会全員協議会会議録

令和4年 3月18日（金曜日）

開 会 午前11時42分

閉 会 午前11時48分

---

### ○議事日程

1. 国民健康保険税条例の一部改正について（町民課）
- 

### ○会議に付した事件

1. 国民健康保険税条例の一部改正について（町民課）
- 

### ○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	竹 田 敏 雄 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
町 民 課 主 査	田 中 智 之 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

---

## ◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前 1 1 時 4 2 分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

担当課からの説明を行い、不明点などの質疑を行った後、内容に対するご意見等がありましたら協議を行います。

それでは、国民健康保険税条例の一部改正について説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 本会議でお疲れのところ、議会全員協議会を開催していただきありがとうございます。

これから国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。令和 3 年 12 月 24 日付け国民健康保険税の課税限度額の引上げが盛り込まれた令和 4 年度税制改正の大綱が閣議決定され、課税限度額が現在の 99 万円から 3 万円引き上げ 102 万円に改正することとしております。

なお、令和 2 年においても同様の税制改正の大綱により 96 万円から 99 万円となる課税限度額の引上げが行われておりまして、この時も全員協議会にてご説明させていただいたところです。

この改正に伴う保険税の課税限度額などを主計する地方税法施行令の一部を改正する政令が 4 月 1 日から施行となる予定でございますが、保険税の賦課期日が 4 月 1 日と定められており、従前より課税限度額の引上げにつきましては、専決処分に対応させていただいてきたところでございますので、今回の 99 万円から 102 万円の引上げに関わる限度額の条例改正につきましても、専決処分にて対応させていただくものと考えてございます。

それでは、資料に基づきまして、今回の引上げの具体的な内容につきまして担当より説明をさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 田中町民課主査。

○町民課主査（田中智之君） 私のほうからは限度額引上げの内容について説明させていただきます。

資料の 1 ページ、2 改正内容からでございます。こちらの表になりますが、国民健康保険税は基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分の三区分の合計で成り立っております。そのうち今回の改正は基礎課税額分が 63 万円から 65 万円に 2 万円増額、後期高齢者支援金等課税額分が 19 万円から 20 万円に 1 万円増額となり、それに伴い合計額が 99 万円から 102 万円に 3 万円引き上げるといふものであります。

本町における影響がどれくらいかというのが、3 対象世帯・影響額であります。こちらの表になりますが、令和 3 年度当初課税データから算出した結果でございますが、基礎課税額分が 18 世帯 36

万円、後期高齢者支援金等課税額分9世帯9万円、合計45万円の国民健康保険税が調定額増として見込まれることになっております。

続きまして、どれくらいの収入をもらっている方がこの対象となるかというものが2ページになります。4課税限度額引き上げに伴う、世帯人員・課税額区分別課税上限到達所得一覧でございますが、1人世帯から4人世帯までどれくらい給料をもらっていれば上限に達するのかを表したものであります。ここでは、1人世帯区分でご説明いたしますが、基礎課税額分については給与収入が930万5,000円ある方が初めてそこで課税上限額に達するということでもあります。従いましてこの中で、給与収入が一番高い介護納付金課税額分1,264万円の収入がある方については、3区分すべてが上限に達するということとなりますので、限度額の上限度額102万円に該当してくるという内容になっております。説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありました。この件について特に確認をしておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等はございますか。ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって、国民健康保険税条例の一部改正についての協議を終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたしました。

（午前11時42分）